

島根県民の皆様が自ら企画し、主体者となって行う、一般に開放された文化事業が対象です。

助成分野と事業例

ジャンル（文芸、美術、音楽など）による制限は原則ありません。

これまでの採択事業はHPに年度ごとに掲載しております。対象事業の目安にしてください。

● 古典からサブカルまで、多彩なジャンルが対象です！ ●

1. 地域文化振興

島根の歴史や神話・民話、文化財や風土を素材にして仕立てられる文化事業

- 地域文化について考えるフォーラムや講座
- 神話をモチーフにした美術や文芸などの公募展
- 歴史を題材にした演劇や音楽などの公演事業 など。

2. 芸術文化振興

多様な芸術文化活動の活性化を目指す文化事業

- 音楽や演劇、舞踊、美術や書、写真など自分たちの活動成果を発表する事業（自主演奏会や作品展etc…）
- 出演者や製作者を公募し一緒に創り上げていく事業（参加者公募事業）
- ワークショップなど体験・講習事業

3. 国際文化交流

国際文化交流の推進を目指す文化事業

- 海外から団体を招聘し、合同で行う演奏会や舞台
- 海外へ赴いて自分達の日頃の活動を発表する自主公演や、体験を目的としたワークショップ事業

HPにある「FAQ」では具体的な事例を紹介しております。あわせてご覧ください。

対象団体

島根県内の民間団体が対象です。

- 法人格の有無は問いませんが、組織および責任の所在が明確で、確実な経理処理ができる団体に限ります。
- 営利法人（企業）や公的機関は対象外です。また、それらが実質的な主体者である場合も対象となりません。
- 団体が未発足の場合は、申し込みできません。
- 家族や親族が構成員の多くを占める団体は対象となりません。
- 個人については、全国的な意義と波及効果のある事業に限定します。必ず事前にご相談ください。

次のような事業は助成対象外です。

- 申請団体が自ら出演（出品）せず、鑑賞にとどまる事業（ゲストを主体とする事業、借用品による展示事業、映画鑑賞会、講演会など）
- 動画配信のみを行う事業
- 他者が主催する事業に参加するための費用申請（国民文化祭、海外で行う国際文化交流事業は除く）
- 地方公共団体の関わりが強い事業、また学校行事や部活動・学園祭・課外活動の類
- 営利につながる可能性がある事業（販売活動）、政治や宗教に関する事業
- いわゆる教授所、教室が行う稽古事や温習会、また家元制度的な特定流派が単独で行う事業
- 事業効果が団体構成員にとどまる事業（団体内部の講習会など）
- 特定の企業名などが付いた、いわゆる名称冠事業
- 開催地持ち回りで毎年実施される定期大会など
- スポーツ競技事業
- 飲食を伴う事業、娯楽的要素が強い事業、地域おこしや販促創出事業

運営委員会にて助成するに相応しくない事業、および団体と判断された場合は助成を行いません。

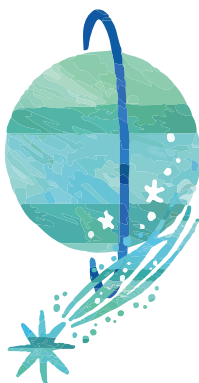
助成金額

助成金額 = (事業費 - 対象外経費) × 1/2 以内 (10万円以上5万円単位)

* 事業費が20万円未満の場合はお申し込みできません。

次の経費は事業費に含みません。予算書から外してください。

汎用性の高い物品の購入費、修理・修繕費、申請団体の構成員に対して支払われる経費 (★例外あり)、弁当・茶菓等飲食経費全て、賞金・賞品代、手土産代、式典・慰労会・交流会費、場当たり・リハーサル・ゲネプロ以外の練習経費、練習にかかる講師謝金、会議費 (打合せ経費)、領収書がとれない経費、「予備費」や「消耗品費」など内容が明確でない曖昧な経費。



主な助成対象外経費

(※事業費として予算書に記入することができます。)

チケット販売手数料、催事保険料、振込手数料、未成年に対する謝金、花束代、楽譜購入費、FacebookおよびInstagram広告で10万円を超える経費、印紙代、記録用の写真・録画経費、HPに関する経費など。

- 以上は一例であり、事業により経費に幅があるため、資金使途を確認したうえで判断します。このほかにも助成対象外となる経費があります。
- 謝金は、金額の妥当性や事業費に占める割合、役割などで判断しますので、全額が対象になるわけではありません。

● 来場者専用の送迎輸送手段の経費を助成します! (新設)

最寄りの駅から会場まで公共交通機関 (バスなど) が無く非常に不便な場合に限り、タクシーやバスなどの借入経費を対象にします。(条件あり。) ルートの確認などが必要ですので、申請までに (早めに!) ご相談ください。



制限や条件など

- 本やCDなどの製作事業の場合、製作費については50万円を助成額の上限とします。
(単なる記録誌や個人誌など波及効果が低いもの、文化ファンドの趣旨になじまないものは対象外。)
- 他の補助金やクラウドファンディングを併用する場合、助成額を抑えることがあります。必ず事前にご相談ください。

県内移動公演への旅費助成 [旅費の上限: 20万円]

地域間交流を
バックアップ
します!

- 申請団体が活動拠点からおおよそ50km以上離れて行う公演・ワークショップ・展示事業であること。
- 事業遂行に必須な人員のみとし、事業に参加しない付き添い (保護者) 等の経費は対象外。
- 公共交通機関、貸切バス、レンタカーなどに限定。(自家用車使用は対象外)

ほか、一定の条件があります。団体で旅費計算書を作成し、受付期間までに事務局へご相談ください。

海外で行う「国際文化交流」の基準と対象経費

- 申請団体自らが日頃の文化活動の成果を発表・紹介するもので、一般市民の鑑賞や参加が可能なものを対象とします。
 - 分野 (音楽や伝統芸能、美術など) が明確で、申請団体にその取組みにおける活動実績があることが条件です。
 - 観光や視察に多くの時間を費やすようなものは対象外とします。
 - 個人は対象となりません。
 - 対象経費は次の①②に限定します。(見積書が必要です。)
- ① 事業遂行に必須な道具類の運搬費 (助成率1/2)
- ② 日本〜渡航国までの往復航空運賃 (助成率1/2、且つ上限200万円)



助成回数

1 団体に対し 3 回まで助成します。ただし、最後に助成を受けてから **3 年** を経過した場合、あらためて 3 回まで助成を受けることができます。(申請の都度、審査します。)

● 1 団体につき前期・後期各 1 事業まで助成を受けることができます。(助成回数はそれぞれ 1 回ずつ数えます。)

● **国民文化祭** 参加旅費の助成は、別に 3 回とします。

● **参加者公募事業** は、5 回まで助成を受けることができます。

事業例：出演者・参加者を一般公募して行う市民演劇や、美術工芸等の共同作品作り事業など。合同練習や共同作業を経て、最後にその成果を公開する事業が対象です。公募作品展等は対象外です。詳しくはHPをご覧ください。

助成申込から給付までの手順

事前相談は
どんなに早く
てもOKです。

※採択されたことが無い事業を申請される場合は、**募集開始月**までにご相談ください。
(当年事業の事前相談は、前期は12/11、後期は 5 /21までです。)

1 お申し込み

まずは募集要項で提出書類をご確認ください。
(各市町村窓口、各県民センター、主要な公立文化施設などにあります。)
HPからダウンロードもできます。

しまね文化ファンド

検索

郵送を希望される場合は、電話・メール・FAX
のいずれかで事務局までご請求ください。

申込書類の入手方法

- HPからダウンロードしてお使いください。
- 提出書類と提出先は 4 ～ 5 ページをご覧ください。

3 助成金の給付申請

事業の実施前に決定額の 7 割を受け取ることができます。詳しくは助成決定時にご案内します。
(ただし、事前給付ができない場合もあります。)

5 実績報告・助成金の精算給付

事業終了後 **1 カ月以内** に実績報告書をご提出
いただけます。実施内容を確認したうえで残
額(または全額)を振り込みます。

2 審議・助成の決定

運営委員会において審議し、決定
します。

- 採否の結果は文書でお知らせします。助成決定団体には、助成金給付手続に必要な書類を同封します。
- 選考の結果、助成を見送らせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 採択団体については、ホームページ上で団体名、事業概要、助成決定金額などを公開するほか、情報誌等で紹介することがあります。

4 事業の実施

作成するポスター、チラシ等に①ロゴマークと②
「公益信託しまね文化ファンド助成事業」の文字
を表示してもらいます。

しまね文化ファンド
助成事業

これが
目印

場合によっては助成金の減額や助成中止もあります。
事業実施期間内に事業が完了しなかったとき、また実績
報告書が提出されないときは助成を取り消します。